

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けた方へ

90日を超える入院（長期入院）の際には、ご連絡ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、認定証）の交付を受けてから90日を超える入院をされた場合、申請いただくことで、91日目以降の入院時食事代の負担額が減額（※）されます。（1食あたり240円→190円）※減額対象は、申請日の食事代からとなります。

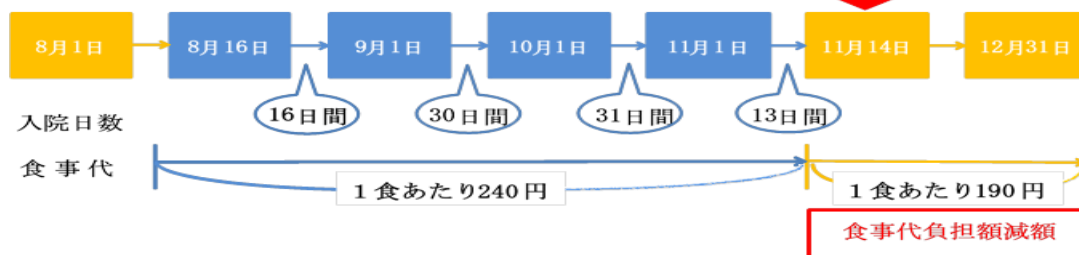
例

入院日：8月16日～12月31日

11月14日以降の 申請日から、入院時食事代の負担額が下がります！

8月1日
認定証の交付

11月14日
長期該当認定書の申請をする



◎一食あたりの食事代が、**令和7年4月1日から変更**になりました。

・認定は、91日目以降の申請日からとなります。

※申請に来られない方も、長期入院の予定が分かった時点で一度ご連絡ください。

【食事代差額の支給について】

- ・申請日から月末まで→必要書類を揃え、国保年金課窓口で「差額支給申請」をすると、申請から2週間程度で差額が振込みとなります。
- ・申請日の翌月1日から→申請月内に医療機関に認定証を提示すると、食事代が減額されます。

【申請方法】

必要書類を持参のうえ、国保年金課窓口で申請する。

【必要書類】

- 被保険者証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証
- 印鑑
- 長期入院該当者と世帯主のマイナンバーが分かるもの
- 入院日数と食事代の確認できる領収書
(発行前の場合には、ご相談ください。医療機関へ電話等で、確認をとらせていただきます。)
- 振込先口座の分かるもの（キャッシュカードまたは通帳）

【問合せ先】守谷市役所 国保年金課国保・年金グループ

電話 0297-45-1111 内線100、103、104

受付時間 月～金8:30～17:15（土日祝・年末年始除く。）